

「ツキノワグマ出没注意報」の発令について

令和7年4月16日
自然保護課

1 目的

3月以降気温の高い状況が続き、今後クマの活動が活発になること、さらに直近1週間でツキノワグマ目撃件数が急増しており、浜通りの大熊町でもクマの捕獲事案が発生するなど、県内全域でクマとの遭遇に注意する必要性が出てきたことから、人身被害等の発生を未然に防止するため、「ツキノワグマ出没注意報」を発令することで、最大限の注意喚起を図るものです。

2 発令期間 令和7年4月16日（水）から令和7年7月31日（木）まで

3 発令基準

(1) 注意報

- ア 前年秋のブナやコナラの実などの堅果類の結実が、並作又は豊作のとき（春期）
- イ 2月から3月の平均気温が例年よりも高く、クマの活動が例年よりも早く活発となる可能性があるとき（春期）
- ウ 当該年のブナやコナラの実などの堅果類の結実が、凶作又は大凶作と予測されるとき（秋期）
- エ 前月のクマの目撃件数が例年より大幅に多いとき
- オ その他クマの出没による人身被害等の発生が懸念されるとき

(2) 特別注意報

※下線が今回該当項目

- ア クマによる人身事故が発生したとき

(3) 警報

- ア クマによる死亡事故が発生したとき
- イ その他クマの出没による人身被害等の拡大が懸念されるとき